

第1 事業の概要

1 目的

市内空き家の市場化促進による人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、所有者が行う、移住者（令和3年4月1日以後に市外から市内に住民票を異動し引き続き市内に居住している者及び異動しようとしている者）への賃貸等を目的とする空き家の改修等に要する費用に対し、指定する地域（別表第1のとおり）において、予算の範囲内で補助を行います。

2 補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に本人の単独名義で登記されている空き家を有し、当該物件を今治市空き家バンクに登録した者
- (2) 空き家を2年以上に渡って今治市空き家バンクへ登録の上、賃貸借契約等の締結により移住者に貸し出す意思を有する者
- (3) 補助対象物件について、都市計画法又は建築基準法等の法令等（下記参照）に基づく申請の不備又は制限のない者
 - ① 都市計画法及び関係する法令例規
 - ② 建築基準法及び関係する法令例規
 - ③ 土砂災害防止法及び関係する法令例規
 - ④ 愛媛県がけ崩れ防災対策事業における制限等
 - ⑤ その他補助対象物件に係る関連法令等
- (4) 本人が市税等（市町村民税及び固定資産税）を滞納していない者
- (5) 本人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者

3 補助対象事業

上記の補助対象者が行う以下の事業

(1) 「住宅の改修」

移住者の居住を対象とする賃貸等を目的として、個人又は法人が所有する一戸建て物件（住宅と店舗・事業所等が一体の住宅を含みます。ただし、店舗・事業所部分にはこの補助金は使用できません。）を、今治市空き家バンクに登録の上、改修する事業

(2) 「家財道具の搬出等」

当該空き家を貸し出すために不要な家具等を搬出や清掃等する事業

4 補助率及び補助限度額

補助率及び補助限度額については、次のとおりです。

(1) 「住宅の改修」

補助対象経費の1/2又は100万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

(2) 「家財道具の搬出等」

補助対象経費の1/2又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

※補助対象経費の詳細については、別表第2のとおり

5 補助対象としない事業

(1) 事業費総額が下限額（「住宅の改修」においては50万円、「家財道具の搬出等」については5万円）を下回るもの

(2) 過去にこの制度及び住もういまばり！空き家リフォーム補助金（今治市移住者住宅改修支援事業費補助金）を受けて改修した空き家を対象とする事業

(3) 補助対象者自身や移住者以外の居住を目的とする事業、会社の社宅又は社員寮として使用を目的とする事業

(4) 補助金交付決定前に着工した改修等

(5) 申請年度内で指定する期日に完了しない事業

6 その他

(1) 事業実施は、原則として市内の施工業者によるものとします（補助対象者自身による改修は、対象となりません）。

ただし、関前の区域については、その具体的理由を理由書（任意様式）で確認した場合のみ、広島県呉市又は大崎上島町等の業者を利用可とします。

(2) 補助対象事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引いてください。

別表第1 指定する地域

名称	所管区域	補助対象区域 (指定する地域)
朝倉支所	朝倉の区域	左記の所管区域のうち、 今治広域都市計画区域に おける市街化調整区域を 除く地域を指定する地域 とする。
玉川支所	玉川町の区域	
波方支所	波方町の区域	
大西支所	大西町の区域	
菊間支所	菊間町の区域	
吉海支所	吉海町の区域	
宮窪支所	宮窪町の区域	
伯方支所	伯方町の区域	
上浦支所	上浦町の区域	
大三島支所	大三島町の区域	
関前支所	関前の区域	

別表第2（補助対象経費及び補助率等）

補助対象経費			補助率等
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の1/2又は100万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の1/2又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）	

※住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具等）及び設置は、補助対象外です。

第2 募集方法

1 募集方法

原則として、予算額を上限とした先着順募集とします。

ただし、この事業の周知期間（第1次募集の期間）を設け、当該期間内に申し込みをした者について、申込額の合計が予算額を上回った場合、抽選により優先順位をつけることとします。

2 募集期間

第1次募集 令和8年4月20日（月）～令和8年5月22日（金）

第2次募集 令和8年5月25日（月）以降予算がある限り随時

※申込に必要なすべての書類を整えて提出されたものに限ります。不完全な申込書類は、受付いたしません。

第3 第1次募集

1 事前相談

(1) 事前相談期間

令和8年4月20日（月）～令和8年5月22日（金）の執務時間中

(2) 事前相談の内容

事業の概要に関する問い合わせへの対応、様式の配布

(3) 事前相談先

朝倉・玉川・波方・大西・菊間・関前の各地域においては

地域振興部 地域政策局 地域振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp

吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島の各地域においては

地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課

〒794-2302 愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668番地34

電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

※以下の説明において、「地域振興課」と「しまなみ振興課」を列記している場合は、標記地域区分とします。

(4) 事前相談方法

地域振興課・しまなみ振興課での面談、電話又はメールにて実施します。
なお、面談の場合は予約制とさせていただきます。

(5) その他

- ① 建物を改築等するのにあたって必要となる建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法などの公法上の許認可等の取得に関するお問い合わせについては、相談窓口ではお答えできかねます。
- ② 店舗兼住宅を改修する内容の事業であった場合は、関係機関（市建築課、都市政策課、消防本部警防課、保健所等）に相談するよう伝えます。

2 募集申込

(1) 申込受付期間

令和8年4月20日（月）～令和8年5月22日（金）の執務時間中

(2) 申込先

地域振興部 地域政策局 地域振興課
しまなみ振興局 しまなみ振興課

(3) 申込方法

受付期間中に下記の申込書類を提出してください。

持参、郵送（必着）又は施工業者等による代理提出でも構いません。

様式は、市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/>）からダウンロードできます。

(4) 申込書類

- ① 住宅改修賃貸支援事業費 事業計画書（別添様式）
- ② 補助対象事業費の算出根拠（参考様式：見積書）
- ③ 住宅の図面（現況及び改修後の配置図及び平面図）
- ④ 補助対象物件の登記簿の写し

(5) 申込受付時の市の対応

地域振興課・しまなみ振興課職員による聞き取り及び書類を通して、住所地の確認や補助対象になりうるかを確認するほか、提出書類の修正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

受け取った申込書類については、事業計画書に受付番号を記入の上、控

えを申込者に渡します。

(6) 申込の結果

申込額の合計が予算額を上回った場合、申込者の中から、補助金の交付を受けようとする者の優先順位を付す抽選を実施します。

予算額を下回った場合は、申込者全員を当選者とし、申込書類で提出した改修等の内容で「第5 交付申請」の手続きを案内します。

(7) 抽選の実施について

① 抽選の日時・場所

上記(6)の申込の結果により、抽選を実施します。

なお、抽選は下記日程にて実施します。

日時：令和8年6月8日(月) 午後2時から

(受付は午後1時30分～午後2時まで)

場所：今治市役所 第1別館10階 101会議室

② 抽選への出席等

抽選の際には申込者本人若しくは代理人の出席を求めます。代理人が出席する場合は委任状を提出してもらいます。

なお、予め本人から委任状を提出する事前申込者については、市職員が抽選を代行するよう申し出ることができます。

③ 抽選の手順・方法

抽選の手順・方法については以下のとおりとします。

(ア) 抽選の実施通知

申込者へ、電話・郵便等で抽選を実施する旨を通知します。

なお、抽選の際に「事業計画書の控え」を持参してもらうこと、代理人が出席する場合には委任状が必要なこと、また、抽選時に市外に居住する者には、予め委任状を提出すれば、地域振興課又はしまなみ振興課職員が抽選を代行する旨をお伝えします。

(イ) 抽選受付時に行うこと

(I) 受付時の本人確認

申込者本人若しくは代理人であることを、持参した「事業計画書の控え」や「委任状」にて確認を行います。

「事業計画書の控え」を持参していない方、代理人で申込者からの委任状を提出しない方、遅刻した方については欠席者として扱いますので、ご注意ください。

(II) 欠席者の確認

抽選開始前に欠席者の番号と氏名を呼び、欠席していることを確認します。

(III) 抽選欠席者の取り扱い

抽選を欠席した者（委任状を提出した者を除く。）は、当該補助を受ける意思がないものとみなし、補助金の交付を受けようとする者の優先順位から除外します。

(ウ) 抽選の手順

(I) 応募状況及び抽選方法の説明

受付終了後、抽選を開始する前に、申込者数、当日の出席者数（予め委任状を提出した申込者数を含む。）、欠席者数を報告し、抽選順を決めるための予備抽選を行わず申込の受け付け順に抽選を行う事等の抽選方法の説明を行います。

(II) 抽選の実施

- A. 容器の中にそれぞれ番号が振られている球を出席者数（予め委任状を提出した申込者数を含む。）と同じ数だけ入れます。
- B. 立会人を申込者から2人選出します。特に異議が無ければ、出席している申込者の中から、申込順の最後とその1つ前の方をお願いすることとします。
- C. 申し込みの受け付け順に1人1個の球を引いてもらいます。
- D. 引いた球は容器の中に入れ、担当者と立会人が番号を確認します。
- E. 引いた球に書かれている番号を順位とします。
- F. 順位を記入した用紙を担当者から申込者に渡します。
- G. 誤って2個以上球を引いた場合は、引いた球を全て容器に戻し、改めて引き直してもらいます。
- H. 抽選が終わり次第、申込者は帰っても構いません。
- I. 予め委任状が提出された申込者にかかる抽選を行う際は、地域振興課又はしまなみ振興課職員が当該申込者の抽選を代行します。

(III) 結果発表

抽選の結果、優先順位の上位から順に予算額を割り当て、予算額が割り当てられた申込者を当選者とし、予算額の不足により、割り当てられなかった順位以下の申込者は落選者とします。

当選及び落選の結果発表は、その場で発表の上、後日文書にて通知します。

④ 当選者の取り扱い

当選者に、申込で提出した改修等の内容で「第5 交付申請」の手続きを案内します。

当該物件を既に空き家バンクへ掲載している場合は、空き家バンクへの掲載を一旦取り下げ、補助事業完了後、再度、賃貸物件として掲載していただきます。

⑤ 落選者の取り扱い

対象物件の空き家バンクへの掲載については、引き続き継続していただきます。

抽選後、当選者が補助要件を満たさなかった場合や辞退した場合等においては、落選者の中で優先順位が上位の者より順に繰り上げ当選者として扱います。

この場合の対象物件の空き家バンクへの掲載については、④のとおりとします。

また、この順位は、令和8年度限り有効とし、令和9年度においては、改めて、事前相談から始まる手続きにより、新たな順位を割り振るものとします。

第4 第2次募集

1 事前相談及び募集申込

第2次募集の事前相談並びに募集申込の方法については、第1次募集と同じ要領で行います。

(1) 事前相談期間・申込受付期間

令和8年5月25日（月）以降随時（執務時間中）

※令和8年度予算額に達したときは、事前告知なく、打ち切る場合があります。

(2) 事前相談先・申込先

地域振興部 地域政策局 地域振興課

しまなみ振興局 しまなみ振興課

(3) 申込書類

① 住宅改修賃貸支援事業費 事業計画書（別添様式）

② 補助対象事業費の算出根拠（参考様式：見積書）

③ 住宅の図面（現況及び改修後の配置図及び平面図）

④ 補助対象物件の登記簿の写し

第5 交付申請

1 申請受付期間

第1次募集申込による当選者等

令和8年6月22日（月）～令和8年7月22日（水）の執務時間中

なお、期日までに正当な理由なく交付申請書の提出が無かった者は、事前申込及び抽選による優先権を失います。

繰り上げ当選者及び第2次申込による者

市長が指定する日

2 申請先

地域振興部 地域政策局 地域振興課

しまなみ振興局 しまなみ振興課

3 申請方法

受付期間中に下記の交付申請書類を提出してください。

持参、郵送（必着）又は施工業者等による代理提出でも構いません。

様式は、市ホームページ（<https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/>）からダウンロードできます。

なお、補助金交付申請は、募集申込で提出した改修等の内容とし（軽微な変更等により市が認めたものを除く。）、募集申込の補助対象経費の額を超える申請はできません。

4 提出書類

① 住宅改修賃貸支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）

② 住民票（市内に住所を有する個人を除く）の写し^{※1}

法人の場合は登記事項証明書の写し^{※1}

③ 誓約書（別紙様式1）

④ 補助対象物件の登記簿の写し^{※2}

⑤ 市税等の完納証明書^{※1}（市内に住所を有する個人を除く）

⑥ 補助対象事業費の算出根拠

⑦ 住宅の図面（現況及び改修後の配置図及び平面図）

⑧ 改修箇所ごとの現況写真（参考様式）

⑨ 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し

⑩ その他市長が必要と認める書類

・住宅改修賃貸支援事業費 事業計画書

・納税状況等調査同意書（別紙様式2 / 市内に住所を有する個人）

- ※ 1 各種証明については、提出日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 2 「③ 補助対象物件の登記簿の写し」については、『登記事項証明書』若しくはインターネット登記情報提供サービスから印刷した『登記情報』の場合は有効期間内である照会番号が記載されたもので、提出日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

5 申請内容の審査

申請された内容について、補助金交付の条件を満たしているか等の審査を行います。

建物を改築等するのにあたって必要となる建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法などの公法上の許認可等の取得状況については、関係機関等への確認を実施するほか、必要に応じて現地への立ち入り調査等について実施することもあります。

6 補助金交付決定の通知

申請の内容が適当と認めたときは、書面にて交付決定を通知します。

第 6 事業の着手

1 着工届の提出

補助金交付決定を受けてから施工業者が住宅の改修等に着工するときは、あらかじめ着工届（参考様式）を提出してください。

第7 事業の実績報告及び補助金交付

1 実績報告受付

事業完了日（竣工日）若しくは令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに下記の書類を提出してください。

なお、事業計画書に記載の竣工予定日に間に合わない、若しくは令和9年2月26日（金）までに竣工が間に合わないと見込まれる場合は、早めに交付申請書の提出先の担当者へ相談してください。

2 提出書類

- ① 住宅改修賃貸支援事業費補助金実績報告書（別記様式第7号）
- ② 補助対象経費の明細書（参考様式：工事費用精算書）
- ③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し（領収書、通帳等の写し）
- ④ 改修箇所ごとの改修前、改修中及び改修後の写真（参考様式）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類
 - ・住宅改修賃貸支援事業費 事業実績書（別添様式）

3 現地確認調査

提出書類の審査において事業計画に従って住宅の改修等が実施されていることを確認したのち、速やかに市担当職員による現地確認を実施します。

確認する内容については、補助対象となっている改修個所の確認及び写真撮影を行います。申請者の立ち合いが必要となりますので、ご協力をお願いします。

4 補助金の確定の通知

提出書類の確認及び現地確認調査による審査の後、補助金の額を確定し、書面にて通知します。

5 補助金の交付

申請者から請求書を受理し、補助金を交付します。

6 補助対象物件に係る賃貸借契約等締結時の手続き

交付額確定通知書の受領から2年以内に、今治市空き家バンクを通じて補助対象物件に係る賃貸借契約等を締結した場合（既に移住者の借主がいる場合も含む）は、速やかに担当課までお申し出ください。

(別添様式)

住もういまばり！住宅改修賃貸支援事業 事業計画書

1 申請者（住宅の改修等実施者）

氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

2 物件の概要

物件の所在地	今治市
延べ面積	m ²
住宅の構造等	構造： <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コン <input type="checkbox"/> その他 () 階数： <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> その他 () 形式： <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅〔 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他〕
空き家バンク搭載	<input type="checkbox"/> 今治市空き家バンクに搭載済

3 住宅の改修等の概要

補助対象事業	<input type="checkbox"/> 住宅の改修 <input type="checkbox"/> 家財道具の搬出等
実施内容	(住宅の改修) <input type="checkbox"/> 木工事 <input type="checkbox"/> 屋根工事 <input type="checkbox"/> サッシ工事 <input type="checkbox"/> 建具工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 左官タイル工事 <input type="checkbox"/> 給排水設備工事 <input type="checkbox"/> 電気設備工事 <input type="checkbox"/> エクステリア工事 <input type="checkbox"/> 省エネ設備工事 <input type="checkbox"/> 外構工事等
	(家財道具の搬出等) <input type="checkbox"/> 搬出入 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 清掃
施工業者	所在地（住所） 業者名（代表者氏名）
実施期間（予定）	着工 令和 年 月 日、竣工 令和 年 月 日

※確認事項

次の項目を確認し、□内にチェックしてください。

- 当該空き家は本人名義で登記されている空き家バンクに登録された一戸建て物件です。
- 当該空き家は今治市支所設置条例（平成 17 年今治市条例第 16 号）に基づく各支所の所管区域のうち、今治広域都市計画区域における市街化調整区域内の物件ではありません。
- 事業費は下限金額（住宅の改修については 50 万円、家財道具の搬出等については 5 万円）を上回っています。
- 当該空き家の改修等を行うことができる権原を有しています。
- 当該空き家を交付額決定通知書の受領から 2 年以上に渡って空き家バンクへ登録及び賃貸借契約等の締結により移住者に貸し出します。
- 都市計画法又は建築基準法等の法令等に基づく申請や制限等に不備はありません。
- 申込者は市税等（市町村民税および固定資産税）を滞納していません。
- 当該空き家は過去にこの制度及び住もういまばり！空き家リフォーム補助金（今治市移住者住宅改修支援事業費補助金）を受けて改修した空き家ではありません。
- 申込者自身や移住者以外の居住、会社の社宅又は社員寮として使用を目的とした改修ではありません。
- 施工予定業者は市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者です。また、自身による改修は行いません。
- 他の補助制度による補助金交付の対象となった事業にかかる経費は補助対象経費から差し引いています。
- 補助対象事業は、現在着手していません（補助金交付決定後に着手します）。
- 令和 9 年 2 月 26 日までに事業を完了し、実績報告書を提出します。

以上の項目を全て確認し、了承しました。

申込者の署名（自署） _____

市役所記入欄

受付場所	<input type="checkbox"/> 地域振興課（ ） <input type="checkbox"/> しまなみ振興課（ ）	要件確認	<input type="checkbox"/> 自己所有物件 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 登記簿の写し
書類確認	<input type="checkbox"/> 事業計画書〔 <input type="checkbox"/> 内容確認 <input type="checkbox"/> 署名確認〕 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の算出根拠（見積書・明細書） <input type="checkbox"/> 住宅の配置図（改修前・改修後） <input type="checkbox"/> 住宅の平面図（改修前・改修後） <input type="checkbox"/> 補助対象物件の登記簿の写し		<input type="checkbox"/> 住宅（①または②） <input type="checkbox"/> ①専用住宅 <input type="checkbox"/> ②併用住宅 <input type="checkbox"/> 物件所在地 <input type="checkbox"/> 朝倉 <input type="checkbox"/> 玉川町 <input type="checkbox"/> 波方町 <input type="checkbox"/> 大西町 <input type="checkbox"/> 菊間町 <input type="checkbox"/> 吉海町 <input type="checkbox"/> 宮窪町 <input type="checkbox"/> 伯方町 <input type="checkbox"/> 上浦町 <input type="checkbox"/> 大三島町 <input type="checkbox"/> 関前
要旨説明	<input type="checkbox"/> 要旨		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域外 <input type="checkbox"/> 空き家バンクへの搭載 <input type="checkbox"/> 確認事項チェック（同意確認）
控え	<input type="checkbox"/> 受付番号 <input type="checkbox"/> 控えの交付		

(別添様式)

住もういまばり！住宅改修賃貸支援事業費 事業実績書

1 事業実績

事業実施個所 (物件の所在地)	今治市
施工業者	所在地(住所) 業者名(代表者氏名)
実施期間	着工 令和 年 月 日、竣工 令和 年 月 日

2 経費

区 分		補助対象経費 【A】	補助率 【B】 1/2	補助金額 【A】×【B】 □千円未満切捨
合計		円	/	円
住宅の 改修	木工事	円		
	屋根工事	円		
	サッシ工事	円		
	建具工事	円		
	内装工事	円		
	外装工事	円		
	塗装工事	円		
	左官タイル工事	円		
	給排水設備工事	円		
	電気設備工事	円		
	エクステリア工事	円		
	省エネ設備工事	円		
外構工事等	円			
住宅の改修 計		円	/	円
家財道 具の搬 出入等	搬出入	円		
	処分	円		
	清掃	円		
家財道具の搬出入等 計		円	/	円

補助対象外工事	円
---------	---

他の公的助成制度	<input type="checkbox"/> 利用あり 補助金名： 受給日： <input type="checkbox"/> 利用なし	補助額： _____ 円
----------	---	--------------